

確定申告がはじまります

2月16日(木)から3月15日(水)まで

岡市民課(市役所1階) ☎88-8101



教育会館申告相談会場での申告方法が変更となります

変更点

会場ですけ付けた確定申告は、令和4年分以降電子データ(e-TAX)で税務署へ送付されることになりました。(申告控えはお渡ししません)

必要なもの

税務署発行の利用者識別番号が必要となります。令和3年分以前に確定申告を行い、既に番号を取得されている方には、税務署から通知が届いていますので、申告の際にご持参ください。

※利用者識別番号の有無が不明な方についても申告受付は可能ですが、新規に番号を取得する時間を要しますので「ご承」ください



自宅でいつでもできる、スマホ申告を利用ください

給与所得、年金所得や副業等の雑所得がある方などは、スマホでの申告が便利です。

必要なもの

- ・マイナンバーカード
- ・マイナポータルアプリ
- ・スマホ申告のメリット

- ・申告会場に行く必要が無く、自宅でもできる
- ・スマホ専用画面で、スムーズに入力できる
- ・スマホのカメラで、給与所得の源泉徴収票を撮影すると自動で反映
- ・マイナポータルとの連携で、生命保険料等一部情報を自動入力
- ・還付金の振込みが早い



確定申告をする前に「確認」ください

市の相談会場で申告できない方

- ①青色申告をする
- ②営業所得がある
- ③分離課税となる譲渡所得・配当所得などがある
- ④山林所得・退職所得がある
- ⑤災害などの雑損控除を受ける
- ⑥住宅借入金等特別控除を受ける
- ⑦過年度の申告をする
- ⑧損失の繰越控除がある
- ⑨亡くなられた方の申告をする

上記以外の方は、勝山市会場でも申告出来ます。なおご自身で作成された還付申告書はe-TAXや大野税務署で1月から受け付けています。

勝山市会場(教育会館3階)

受付時間▶午前8時30分～11時30分、午後1時～3時30分

休日相談は3月5日(日)

受付時間▶午前9時～11時30分、午後1時～3時30分

※農業相談(午後3時まで)も同日開催

岡市民課 ☎88-8101

大野税務署会場

受付時間▶午前9時～午後4時

「土地・建物などを売った場合の譲渡所得」および「贈与税」の相談日
2月16日(木)・17日(金)・24日(金)、
3月2日(木)・3日(金)・9日(木)・
10日(金)・14日(火)・15日(水)

岡大野税務署 ☎66-2180

出張受付日時	場所
2月16日(木) 午後1時30分～3時30分	北谷町コミュニティセンター
2月17日(金) 午前9時～11時 午後1時30分～3時30分	平泉寺まちづくり会館(旧公民館)
	猪野瀬まちづくり会館(旧公民館)
2月20日(月) 午前9時～11時 午後1時30分～3時30分	遅羽まちづくり会館(旧公民館)
	鹿谷まちづくり会館(旧公民館)
2月21日(火) 午前9時～11時 午後1時30分～3時30分	荒土まちづくり会館(旧公民館)
	野向町コミュニティセンター
2月22日(水) 午前9時～11時 午後1時30分～3時30分	北郷まちづくり会館(旧公民館)
	村岡まちづくり会館(旧公民館)

*各館定員12名、受付開始30分前から整理券を配布

確定申告コールセンター
☎66-2180(大野税務署)

期間▶1月13日(金)～3月15日(水)

所得税および復興特別所得税、消費税および地方消費税、贈与税の確定申告に関するご質問やご相談は、自動音声案内に従い「0」を選択してください。また、国税に関する一般的なご質問やご相談は「1」を選択してください。(※国税局税務相談室につながります)

申告内容	必要なもの
すべての申告	年金および給与の源泉徴収票、マイナンバーカード(または通知カードと本人確認書類*)、扶養親族がいればそのマイナンバー、あれば前年度の申告書の写し、利用者識別番号通知
所得税の還付	申告者名義預貯金の金融機関や口座などがわかるもの
生命・地震保険料控除	支払保険料控除証明書
国民年金保険料控除	控除証明書または領収書
障害者控除	障害者手帳、障害者控除対象者認定証
営業・農業・不動産所得の申告	収支内訳書、農業所得収支計算準備表、収入・経費がわかる領収書
医療費控除(セルフメディケーション税制)	医療費通知書、領収書 ※受診者・病院別ごとに金額を集計し、医療費控除の明細書に記入しておいてください
国民健康保険税の社会保険料控除*2	令和4年中に納めた合計額(領収書の添付は不要)
寄附金控除	寄附した団体から発行された領収書など

*1 運転免許証、障害者手帳、パスポートなどは1点、健康保険証などの顔写真の無いものは2点必要

*2 申告できる方は下表のとおり

納付方法	申告できる方
納付書	支払った方
口座振替	当該口座名義人
特別徴収(年金引去り)	当該年金受給者

- ・病気療養中や失業中等で令和4年中に収入が無く、「ご家族等の扶養親族となっていない方。(無所得の申告)
- ・所得税の還付や納付の必要が無く、確定申告は不要となる人の内次に当てはまる人。
- ①住民税所得割が課税されていて、社会保険料や、生命保険料等の控除を追加することができない人。
- ②合計所得金額(収入金額ではありません)が38万円以上の方で給与や年金の源泉徴収票の控除欄を確認し、扶養控除、障害者控除、ひとり親控除、寡婦控除を追加できる方。



国税庁e-TAXキャラクター イータ君

確定申告の期間においては、教育会館申告相談会場で住民税申告も受け付けています。次のページに記載の必要なものを「ご持参」ください。

- ・所得証明書の発行ができない。
- ・国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の算定において、軽減判定ができない。
- ・医療保険や介護保険の給付判定区分が高くなる。
- ・各種申請時に判定が出来なくなる(国民年金の免除申請や就学援助申請、福祉制度利用申請など)



申告書様式を市ホームページでダウンロード

次のような方は、住民税申告(無所得の申告含む)が必要となります。市ホームページで住民税申告書様式をダウンロードし、郵送していただくか、申告相談会場へお越しください。

確定申告又は住民税申告が無い(所得状況が確認出来ない)場合には、次のような影響がありますので「ご注意」ください。